

様式ID

NTA0KSE115010020

相続税の申告書

第11・11の2表の付表1（別表1の2）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1の2）

被相続人

E01

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等^(注)が、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。）の全部又は一部である場合に作成します。
(注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1一の宅地等の所在地、面積及び評価額

宅地等の所在地

E02

①宅地等の面積(㎡)

C01

相続開始の直前における宅地等の利用区分

面積(㎡)

評価額(円)

配偶者居住権に基づく敷地利用権

居住建物の敷地の用に供される土地

A①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等
(B、C及びDに該当するものを除きます。)

②

C02

⑧

G01

⑭

G07

B①のうち特定同族会社の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等

③

C03

(1次相続の場合は0としてください。)

⑨

G02

⑮

G08

C①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等
(相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)

④

C04

(1次相続の場合は0としてください。)

⑩

G03

⑯

G09

D①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等
(Cに該当する部分以外の部分の敷地)

⑤

C05

⑪

G04

⑰

G10

E①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等

⑥

C06

⑫

G05

⑱

G11

F①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等

⑦

C07

⑬

G06

⑲

G12

2一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

i配偶者居住権に基づく敷地利用権の取得者氏名

E03

1利用区分に応じた宅地等

面積(㎡)

評価額(円)

2左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等

面積(㎡)

評価額(円)

3特例の対象とならない宅地等(1-2)

面積(㎡)

評価額(円)

A②× $\frac{⑧}{⑧+⑭}$

C08

⑧

G13

C09

G14

C10

G15

B③× $\frac{⑨}{⑨+⑮}$

C11

⑨

G16

C12

G17

C13

G18

C14

G19

C④× $\frac{⑩}{⑩+⑯}$

C15

⑩

G20

C16

G21

C17

G22

D⑤× $\frac{⑪}{⑪+⑰}$

C18

⑪

G23

C19

G24

E⑥× $\frac{⑫}{⑫+⑱}$

C20

⑫

G25

C21

G26

C22

G27

F⑦× $\frac{⑬}{⑬+⑲}$

C23

⑬

G28

C24

G29

ii居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名

E04

⑳持分割合

G30

G31

1持分に応じた宅地等

面積(㎡)

評価額(円)

2左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等

面積(㎡)

評価額(円)

3特例の対象とならない宅地等(1-2)

面積(㎡)

評価額(円)

A②× $\frac{⑭}{⑧+⑭}$ ×㉔

C25

⑭×㉔

G32

C26

G33

C27

G34

B③× $\frac{⑮}{⑨+⑮}$ ×㉔

C28

⑮×㉔

G35

C29

G36

C30

G37

C31

G38

C④× $\frac{⑯}{⑩+⑯}$ ×㉔

C32

⑯×㉔

G39

C33

G40

C34

G41

D⑤× $\frac{⑰}{⑪+⑰}$ ×㉔

C35

⑰×㉔

G42

C36

G43

E⑥× $\frac{⑱}{⑫+⑱}$ ×㉔

C37

⑱×㉔

G44

C38

G45

C39

G46

F⑦× $\frac{⑲}{⑬+⑲}$ ×㉔

C40

⑲×㉔

G47

C41

G48

iii居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名

E05

㉑持分割合

G49

G50

1持分に応じた宅地等

面積(㎡)

評価額(円)

2左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等

面積(㎡)

評価額(円)

3特例の対象とならない宅地等(1-2)

面積(㎡)

評価額(円)

A②× $\frac{⑭}{⑧+⑭}$ ×㉕

C42

⑭×㉕

G51

C43

G52

C44

G53

B③× $\frac{⑮}{⑨+⑮}$ ×㉕

C45

⑮×㉕

G54

C46

G55

C47

G56

C48

G57

C④× $\frac{⑯}{⑩+⑯}$ ×㉕

C49

⑯×㉕

G58

C50

G59

C51

G60

D⑤× $\frac{⑰}{⑪+⑰}$ ×㉕

C52

⑰×㉕

G61

C53

G62

E⑥× $\frac{⑱}{⑫+⑱}$ ×㉕

C54

⑱×㉕

G63

C55

G64

C56

G65

F⑦× $\frac{⑲}{⑬+⑲}$ ×㉕

C57

⑲×㉕

G66

C58

G67

(令和6年1月分以降用) (R8.7)